

紋別市子育て短期支援事業のご案内

～ご利用のための手引き～

【子育て短期支援事業とは】

近年、子育て中の保護者から、「身近に頼る人がいない、実家が遠方にある、親自身が入院した場合などに子どもを預ける場所が身近にないため子育てに不安を感じる」という相談が、寄せられるようになりました。

そこで、一定の理由がある場合に、児童の預かりを行う子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施し、保護者の切実なニーズに対応する「子育てのセーフティネット」を目的として創設したものです。

I. 対象となる児童は・・・

紋別市内に居住する中学校修了前までの児童です。

II. 制度利用ができるときは・・・

子育て短期支援事業を利用することができるのは、次のいずれかの事由により保護者が家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合であって、市が一定期間保護者に代わり児童を養育することを必要と認めた場合です。

ア. こんなときは利用できます。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事由

イ. こんなときは利用できません。

- (1) 感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれがある児童
- (2) 疾病等により医療機関に入院して治療を受ける必要がある児童
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認められる児童

III. 事業の内容

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
内容	市の委託契約施設等で宿泊による児童預かりを行います。
利用できる期間等	原則7日以内
実施施設	児童養護施設北光学園（遠軽町生田原）又は里親宅
その他	実施施設等への送迎は保護者の方で行っていただきます。

IV. お預かりする実施施設

市が委託契約した、預かりを実施する施設等（実施施設等）により行います。

なお、里親については、児童の状況等を考慮したうえで決定させていただきますのであらかじめご了承ください。

V. 利用料について（児童 1 人 1 日あたり）

世帯区分	1日あたりの利用料金	
	2歳児未満（1日）	2歳児以上
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯 ひとり親世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※制度を利用する場合における児童1人1日あたりの利用料金です。また、世帯の状況により利用料金は異なります。

※児童養護施設利用者は利用料金を直接、児童養護施設へ納めます。

※里親利用者は利用料金を利用開始前に紋別市（児童家庭課）へ納めます。

※利用料金の中には、養育に係る「通常の食事、光熱水費、学校または保育所等」までの送迎に係る費用は含まれておりますが、利用期間中に発生した「医療費や交通費等」は別途ご負担いただきます。

※乳幼児の場合は「粉ミルクや紙オムツ」につきまして、利用日数に応じて、いつもご家庭でご利用のものをご用意ください。

※児童の健康保険証や洗面道具・パジャマのほか、利用日数に応じた着替え等につきましては、預け入れ時に実施施設（里親宅）へお持ち下さい。

VI. 制度利用までの流れ

この事業を利用されるにあたって、「利用を予定されている方」、「万が一のときは利用を考える方」は、あらかじめ児童家庭課職員が面接を行い、生活状況等について確認します。生活状況や子どもの様子を確認次第、「利用申請書」を提出していただきます。

紋別市は預け先となる実施施設等と協議した上で、利用の可否を決定し、申請者及び実施施設等にその旨を通知することとなります。

また、「児童が感染症にかかっている」とか「専門的な看護を必要とする場合」などは、受け入れをお断りすることもあります。

Ⅶ. 申請書類等について

里親等（実施施設）との連絡調整等に時間を要するため、緊急の場合を除き、概ね**利用1週間前まで**にご相談、書類提出をお願いします。

【利用申請】に必要な書類

《提出書類》

- ・ 紋別市子育て短期支援事業利用申請書（別記様式第2号）
 - ・ 紋別市子育て短期支援事業利用事前確認票
- ※お預かりする児童の状況について里親等（実施施設）へ提出します

。

《添付書類》

- ・ 市民税非課税世帯又は、生活保護世帯の方は証明する書類を提出して下さい。
- ・ ひとり親世帯又は父母以外の養育者が家庭の方は、証明する書類（戸籍等）を提出して下さい。
- ・ その他、状況により必要書類の提出を求めることがあります。

※申請事由を証明する次に掲げる書類

申請事由	必要書類
出産により入院を要する場合	「母子健康手帳」・「入院予定期間が確認できる書類」・「利用要件申立書」のいずれか
自身の疾病、けが等により入院を要する場合	「医療機関の診断書」・「入院予定期間が確認できる書類」・「利用要件申立書」のいずれか
自身の疾病又はけがにより通院又は自宅療養を要する場合	「医療機関の診断書」又は「利用要件申立書」
親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる場合	「医療機関の診断書」・「その他看護・介護を要することが分かる書類」・「利用要件申立書」のいずれか
事故にあった場合	「保険の請求書」・「事故証明書の写し」・「利用要件申立書」のいずれか
災害にあった場合	「保険の請求書」・「り災証明書」・「利用要件申立書」のいずれか
仕事で出張する、又は仕事で帰宅が夜間にわたる場合	「勤務先による事由を証明する書類」又は「利用要件申立書」
育児疲れ、育児不安等により児童の養育が困難となった場合	「利用要件申立書」
その他の事由による場合	「事由を証明する書類」又は「利用要件申立書」

Ⅷ. 保護者（利用者）の方でご用いただくもの

児童を預け入れるときに、里親等（実施施設）へお渡し下さい。

- ①児童の健康保険証及び母子手帳
- ②着替え（下着、靴下等）
- ③パジャマ
- ④洗面道具（歯ブラシ、歯磨き粉）
- ⑤学校又は保育所・幼稚園等に必要な物
- ⑥乳幼児の場合は「粉ミルク、紙オムツ」
- ⑦その他、預ける児童に必要なもの

Ⅸ. お問い合わせ

※急なお申込みには対応できかねる場合もあります。まずはお電話にてお早めに下記までお問合せください。

〒094-8707

紋別市幸町2丁目1番18号

紋別市役所 児童家庭課 子育て支援係

※開庁時間：午前8時45分～午後5時30分

【代表】0158-24-2111（内線447,487）